各 位

会 社 名 ウイングアーク 1 s t 株式会社 代表 者 名 代表取締役社長執行役員 CEO 田 中 潤 (コード:4432 東証プライム市場) 問合せ先 取締役執行役員 CFO 藤本 泰輔 (TEL 03-5962-7400 (代表))

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月25日開催予定の第6回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 14 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 14条) は不要となる ため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

# 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ	
<u>なし提供)</u>	
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類および連結	
計算書類に記載または表示をすべき事項に	
係る情報を、法務省令に定めるところに従	(削除)
いインターネットを利用する方法で開示す	
ることにより、株主に対して提供したもの	
<u>とみなすことができる。</u>	

## (電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

- 第1条 定款第14条の変更は、会社法の一部を 改正する法律(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定の施 行の日である2022年9月1日(以下「施行 日」という)から効力を生ずるものとする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考 書類等のインターネット開示とみなし提 供)はなお効力を有する。
  - 3 本条は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除 する。

(新設)

(新設)

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日2022 年 5 月 25 日 (水)定款変更の効力発生日2022 年 5 月 25 日 (水)

以上